

官報

昭和五十五年十一月十三日

第九十三回 衆議院會議録 第十五号

昭和五十五年十一月十三日(木曜日)

議事日程 第十三号

昭和五十五年十一月十三日

午後一時開議

- 第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 放送大学学園法案(内閣提出)
- 第四 日本放送協会昭和五十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 放送大学学園法案(内閣提出)
- 日程第四 日本放送協会昭和五十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書

午後一時四十分開議

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長高島修君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔高島修君登壇〕

○高島修君 ただいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

両法律案は、一般の政府職員の給与が改善されることに伴い、裁判官及び検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善しようとするものであります。

その内容は、高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する特別職の職員の俸給に、その他の裁判官の報酬並びに検察官の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給におおむね準じて、それぞれこれを増額することとし、これらの改正を、判事補及び五号以下の報酬を受ける簡裁判事並びに九号以下の俸給を受ける検事及び二号以下の俸給を受ける副検事にあつては本年四月一日、その他の裁判官及び検察官にあつては本年十月一日にさかのぼって適用しようとするものであります。

当委員会におきましては、十一月七日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、去る十一日質疑を終了し、直ちに採決の結果、両案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 放送大学学園法案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第三、放送大学学園法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長三ツ林弥太郎君。

放送大学学園法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔三ツ林弥太郎君登壇〕

○三ツ林弥太郎君 ただいま議題となりました放送大学学園法案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案の目的及び内容について申し上げます。

科学技術や経済の著しい発展に伴い、ますます複雑、高度化の進む現代社会におきまして、国民は、生涯にわたり、高等教育の機会が確保されること、広く勤労青年や社会人に大学教育の機会が提供されること、さらには、新しい学問研究の成果が国民に公開されること等を強く期待しているのであります。

したがいまして、このような国民の多様な広範な要請にこたえ、あわせて既存の大学との緊密な連携により、わが国大学教育の改善にも資するものとして、放送を効果的に活用する新しい教育形態の正規の大学を設置することが構想されたのであります。

このいわゆる放送大学においては、総合的、学際的な授業科目を開設し、テレビ、ラジオによる放送と、地方に設けられる学習センターにおけるスクーリング等により、最新の研究成果と教育技術を活用した新時代の大学教育を行うとともに、高等教育の柔軟化、流動化に資するため、広く選科履修等の道が開かれることになっているのであります。

本案は、このような新しい教育形態の大学を設置する母体となり、同時に、大学教育の放送を行う放送局の開設主体となるべき特殊法人放送大学学園を設立するために提案されたものであります。

本法務案におきましては、放送大学学園は、全額政府出資の法人とし、学園の理事長、理事、監事等の職務及びその任免、学園の重要事項を審議する運営審議会の設置等について定め、学園の業務として、放送等により教育を行う大学を設置し、その教育に必要な放送を行うほか、他の大学

の教育研究に寄与するため、学園の施設、教材等を提供することとしております。

次に、この学園が設置する大学につきましても、学長、副学長、教員等の任免、大学の重要事項を審議する評議会の設置等について定め、また、他の大学の教員等の参加を積極的に求めて、充実した大学教育を行うことといたしております。

このほか、学園の財務、会計、監督等の規定を設けるとともに、学校教育法、放送法等につき所要の規定を整備いたしております。

以上が、本案の主な内容であります。

本案は、第八十七回国会に初めて提出されて以来、今回、四度目の提案に係るものであり、去る十月十五日田中大臣から提案理由の説明を聴取し、以後、質疑を行ってまいりましたものであります。

その間、本会議におきまして二回の趣旨説明が行われ、また、文教委員会では、参考人の意見聴取、通信委員会との連合審査会の開会等、慎重に審査を続けてまいりました。

本委員会における主な質疑といたしましては、放送大学創設の意義及びその性格、放送大学における学問の自由と放送法の要請する政治的公平、多角的究明との調和の問題、放送大学の教育放送が既存の放送秩序に及ぼす影響についての問題、大学自治の保障と学園及び大学の管理運営組織との関係についての問題、教材の研究開発、学習センターにおける指導体制の充実等のため、教員確保及び他大学との協力連携についての問題、放送大学の第一期計画を東京を中心とした関東地区からスタートさせることについての問題及び全国放送実現の時期と教育の機会均等との問題、その他既存の大学との単位互換、通信教育との関係、有給教育休暇、放送衛星の利用の問題等多岐にわたっておりますが、その詳細は会議録によって御承知をお願いいたします。

かくて、十一月七日質疑を終了し、昨十二日討

論に入りましてところ、自由民主党の白井日出男君は賛成、日本社会党の嶋崎譲君は反対、公明党・国民会議の鍛冶清君は賛成、日本共産党の栗田聖君は反対、新自由クラブの小杉隆君は賛成の意見をそれぞれ表明されました。

次いで、本案について採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、公明党・国民会議、民社党・国民連合の共同提案に係る附帯決議案が提出され、採決の結果、多数をもって可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 日本放送協會昭和五十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○議長(福田一君) 日程第四、日本放送協會昭和五十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題といたします。

委員長は報告を求めます。通信委員長佐藤守良君。

日本放送協會昭和五十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐藤守良君登壇〕

○佐藤守良君 ただいま議題となりました日本放送協會昭和五十二年財産目録、貸借対照表及び

損益計算書について、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から提出された日本放送協會の昭和五十二年決算書類であります。これによれば、昭和五十二年末現在において、資産総額は一千八百七十七億七千六百万円、前年度に比べて百四十一億五千万円の増加となっております。これに対して、負債総額は七百四十六億一千四百百万円、前年度に比べて三十八億八百万円の減少となっております。また、資本総額は一千二百二十四億六千二百百万円、前年度に比べて百七十九億五千八百百万円の増加となっております。

次に、損益について申し上げますと、経常事業収入は二千九十一億二千四百百万円、前年度に比べて百七十六億一千九百万円の増加となっております。これに対して、経常事業支出は一千九百三億五千九百万円、前年度に比べて二百一億四千四百百万円の増加となっております。この結果、経常事業収支差金は百八十七億六千五百百万円となっております。これに、特別収入二億九千七百百万円及び特別支出十一億四百百万円を含めると、事業収支差金は百七十九億五千八百百万円となっております。

なお、本件には、「検査の結果、記述すべき意見はない。」との会計検査院の検査結果が添付されております。

通信委員会におきましては、本件について、昨十二日山内郵政大臣及び日本放送協會当局から説明を聴取し、審査を行い、次いで採決の結果、全会一致をもって異議がないと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十七分散会

出席國務大臣

法務大臣 奥野 誠亮君
文部大臣 田中 龍夫君
郵政大臣 山内 一郎君

○朗読を省略した議長の報告

〔通知書受領〕

一、昨十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律

一、昨十二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に關し承認を求めるの件

〔理事補欠選任〕

一、昨十二日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 山田 太郎君(理事山田太郎君昨十二日委員辞任につきその補欠)

〔常任委員辞任及び補欠選任〕

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辭任

補欠

白川 勝彦君
泰道 三八君
白川 勝彦君

予算委員

辭任

補欠

河野 洋平君
山口 敏夫君
河野 洋平君

決算委員

辭任

補欠

山口 敏夫君
柿澤 弘治君
山口 敏夫君

外務委員

辭任

補欠

大橋 敏雄君
草川 昭三君
大橋 敏雄君

大蔵委員

辭任

補欠

村中 雅弘君
村上 弘君
村中 雅弘君

文教委員

辭任

補欠

小杉 隆君
柿澤 弘治君
小杉 隆君

農林水産委員

辭任

補欠

吉浦 忠治君
寺前 巖君
玉城 栄一君
瀨長亀次郎君
吉浦 忠治君
寺前 巖君

通信委員

辭任

補欠

木下敬之助君
村上 弘君
小瀨 正義君
中瀨 雅弘君
木下敬之助君
村上 弘君

環境委員

辭任

補欠

天野 公義君
池田 淳君
竹内 勝彦君
坂田 道太君
山田 太郎君
池田 淳君
竹内 勝彦君

予算委員

辭任

補欠

永末 英一君
河野 洋平君
三浦 隆君
永末 英一君
河野 洋平君
三浦 隆君

農林水産委員

辭任

補欠

吉浦 忠治君
寺前 巖君
玉城 栄一君
瀨長亀次郎君
吉浦 忠治君
寺前 巖君

通信委員

辭任

補欠

木下敬之助君
村上 弘君
小瀨 正義君
中瀨 雅弘君
木下敬之助君
村上 弘君

環境委員

辭任

補欠

天野 公義君
池田 淳君
竹内 勝彦君
坂田 道太君
山田 太郎君
池田 淳君
竹内 勝彦君

予算委員

辭任

補欠

永末 英一君
河野 洋平君
三浦 隆君
永末 英一君
河野 洋平君
三浦 隆君

議院運営委員

辭任

補欠

山田 太郎君
東中 光雄君
寺前 巖君
草野 威君
山田 太郎君
東中 光雄君

議院運営委員

辭任

補欠

山田 太郎君
東中 光雄君
寺前 巖君
草野 威君
山田 太郎君
東中 光雄君

議院運営委員

辭任

補欠

山田 太郎君
東中 光雄君
寺前 巖君
草野 威君
山田 太郎君
東中 光雄君

議院運営委員

辭任

補欠

山田 太郎君
東中 光雄君
寺前 巖君
草野 威君
山田 太郎君
東中 光雄君

議院運営委員

辭任

補欠

山田 太郎君
東中 光雄君
寺前 巖君
草野 威君
山田 太郎君
東中 光雄君

議院運営委員

辭任

補欠

山田 太郎君
東中 光雄君
寺前 巖君
草野 威君
山田 太郎君
東中 光雄君

次のとおりである。

臨検検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十一月、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

健康保険法等の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨十二日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案

一、昨十二日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に關し承認を求めた。

別表(第二條關係)

めるの件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十五年十一月四日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「八十三万円」を「八十七万円」に、「六十七万七千円」を「七十八万八千円」に改める。

別表を次のように改める。

判 事	区 分		報 酬 月 額
	最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	
一 号	一、五五〇、〇〇〇円	一、一三〇、〇〇〇円	一、〇三〇、〇〇〇円
二 号	八五五、〇〇〇円	七五八、〇〇〇円	七〇八、〇〇〇円
三 号	七〇八、〇〇〇円	六〇四、〇〇〇円	五二一、〇〇〇円
四 号	五二一、〇〇〇円	四七一、〇〇〇円	四二三、〇〇〇円
五 号	四七一、〇〇〇円	三八四、〇〇〇円	三〇〇円
六 号	三八四、〇〇〇円	三〇〇円	三〇〇円
七 号	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円
八 号	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円

昭和五十五年十一月十三日 衆議院會議録第十五号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 二八六

判 事 補												簡易裁判所判事												
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	
三一九、六〇〇円	二八八、二〇〇円	二六六、六〇〇円	二四六、四〇〇円	二三七、七〇〇円	二一四、四〇〇円	一九九、五〇〇円	一九〇、八〇〇円	一七二、一〇〇円	一六四、六〇〇円	一五三、九〇〇円	一四七、五〇〇円	六〇四、〇〇〇円	五二一、〇〇〇円	四七一、〇〇〇円	四二三、〇〇〇円	三三五、九〇〇円	三一九、六〇〇円	二八八、二〇〇円	二六六、六〇〇円	二四六、四〇〇円	二三七、七〇〇円	二一四、四〇〇円	一九九、五〇〇円	一九〇、八〇〇円
一七二、一〇〇円	一九〇、八〇〇円	二一四、四〇〇円	二二七、七〇〇円	二四六、四〇〇円	二六六、六〇〇円	二八八、二〇〇円	三一九、六〇〇円	三三五、九〇〇円	四二三、〇〇〇円	四七一、〇〇〇円	五二一、〇〇〇円	六〇四、〇〇〇円	一四七、五〇〇円	一五三、九〇〇円	一六四、六〇〇円	一七二、一〇〇円	一九〇、八〇〇円	一九九、五〇〇円	二一四、四〇〇円	二二七、七〇〇円	二四六、四〇〇円	二六六、六〇〇円	二八八、二〇〇円	三一九、六〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「新法」という。）別表判事補の項及び簡易裁判所判事の項五号から十七号までに係る部分の規定は昭和五十五年四月一日から、新法第十五条、別表東京高等裁判所長官、その他の高等裁判所長官及び判事の項並びに別表簡易裁判所判事の項一号から四号までに係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与が改善されることに伴い、裁判官についても、一般と政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 高等裁判所長官の報酬については、これに対応する特別職の職員の俸給に、その他の裁判官の報酬については、これに対応する一般職の職員の俸給におおむね準じて、それぞれ

これを増額すること。

2 この法律は、公布の日から施行し、改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、判事補及び五号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては昭和五十五年四月一日から、その他の裁判官にあつては同年十月一日から適用すること。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官の給与を改善する措置を講じようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、六億六千五百万円である。

右報告する。

昭和五十五年十一月十一日

法務委員長 高島 修

衆議院議長 福田 一 殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十五年十一月四日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「四十五万円」を「四十七万五千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二関係)

区 分	俸 給 月 額	検 事 長	次 長	東京高等検察庁検事長	その他の検事長	検 事																			
		一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十 一 号	十 二 号	十 三 号	十 四 号	十 五 号	十 六 号	十 七 号	十 八 号	十 九 号	二 十 号				
	一、一三〇、〇〇〇円		八八〇、〇〇〇円	九五〇、〇〇〇円	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円	七五八、〇〇〇円	七〇八、〇〇〇円	六〇四、〇〇〇円	五二一、〇〇〇円	四七一、〇〇〇円	四二三、〇〇〇円	三八四、〇〇〇円	三一九、六〇〇円	二八八、二〇〇円	二六六、六〇〇円	二四六、四〇〇円	二三七、七〇〇円	二二四、四〇〇円	一九九、五〇〇円	一九〇、八〇〇円	一七二、一〇〇円	一六四、六〇〇円	一五三、九〇〇円	一四七、五〇〇円

副 検 事

一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	十三 号	十四 号	十五 号	十六 号
四三三、〇〇〇円	三三五、九〇〇円	三一九、六〇〇円	二八八、二〇〇円	二六六、六〇〇円	二四六、四〇〇円	二三七、七〇〇円	二二四、四〇〇円	一九九、五〇〇円	一九〇、八〇〇円	一七二、一〇〇円	一六四、六〇〇円	一五三、九〇〇円	一四七、五〇〇円	一三七、七〇〇円	一二九、七〇〇円

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という)別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は昭和五十五年四月一日から、新法第九条、別表次長検事、東京高等検察庁検事長及びその他の検事長の項並びに別表検事の項一号から八号まで及び副検事の項一号に係る部分の規定は同年十月一日から適用する。
- 2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内

払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与が改善されることに伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりで

昭和五十五年十一月十三日 衆議院會議録第十五号 放送大学學園法案及び同報告書

ある。

1 次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する特別職の職員の俸給に、その他の検察官の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給におおむね準じて、それぞれこれを増額すること。

2 この法律は、公布の日から施行し、改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、九号から二十号までの俸給を受ける検事及び二号から十六号までの俸給を受ける副検事にあつては昭和五十五年四月一日から、その他の検察官にあつては同年十月一日から適用すること。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、検察官の給与を改善する措置を講じようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費は、五億三千万円である。

右報告する。

昭和五十五年十一月十一日

法務委員長 高島 修

衆議院議長 福田 一殿

放送大学學園法案

右国会に提出する。

昭和五十五年十月六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

目次

第一章 総則(第一条 第七條)
第二章 役員及び職員(第八條 第十七條)
第三章 運営審議会(第十八條 第十九條)
第四章 業務(第二十條)

第五章 放送大学の組織等(第二十一条 第二十四条)

第六章 財務及び会計(第二十五条 第三十五条)

第七章 監督等(第三十六条 第三十九条)

第八章 雑則(第四十条 第四十三条)

第九章 罰則(第四十四条 第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 放送大学學園は、放送等により教育を行う大学を設置し、当該大学における教育に必要な放送を行うこと等により、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえらるることを目的とする。

(法人格)

第二条 放送大学學園(以下「學園」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 學園は、事務所を千葉県に置く。

(資本金)

第四条 學園の資本金は、一億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、學園に追加して出資することができる。

3 學園は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、第二項の規定により學園に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 學園は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 學園でない者は、放送大学學園という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、學園について準用する。

第二章 役員及び職員

第八条 學園に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 學園に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、學園を代表し、その業務を総理する。

2 理事(非常勤の理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して學園の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して學園の業務を掌理する。

4 監事は、學園の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命等)

第十条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

二八八

3 學園が設置する大学の学長は、前項の規定にかかわらず、理事となる。ただし、学長が理事長である場合は、この限りでない。

4 学長が理事長である間は、第八条第一項の理事の定数は、同項の規定にかかわらず、三人以内とする。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十二条 次のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。)

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号に掲げる者

三 放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第十六條第四項第二号又は第五号から第七号までに掲げる者

(役員の解任)

第十三条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次のいずれかに該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十四条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を

目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 学園と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が学園を代表する。

(職員の任命)

第十六条 学園の職員は、この法律に特別の定めがある者を除くほか、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 学園の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第十八条 学園に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

3 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、学園の業務の運営に関する重要事項について審議する。

4 運営審議会は、学園の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

(委員)

第十九条 委員は、学園の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十条 学園は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 放送等により教育を行う大学を設置すること。

二 前号の大学における教育に必要な放送を行うこと。

うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 学園は、前項各号に掲げる業務を行うほか、同項第一号の大学における教育及び研究に支障のない限り、その施設、設備(放送のための無線設備(電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第二条第四号に規定する無線設備をいう。))を除く。及び教材を当該大学以外の大学における通信による教育その他の教育又は研究のための利用に供することができる。

3 学園は、主務大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

第五章 放送大学の組織等

(学長、副学長及び教員の任免等)

第二十一条 学園が設置する大学(以下「放送大学」という。)に、学校教育法第五十八条に規定する学長、副学長、教授その他の職員を置く。

2 学長は、理事長の申出に基づいて、文部大臣が任命する。

3 副学長の定数は、二人以内とする。

4 副学長は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

5 教員(教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ。)は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

6 第二項及び前項の申出は、評議会の議に基づいて行われなければならない。

7 第二項及び前項の規定は学長の免職について、前二項の規定は教員の免職及び降任について準用する。

(人事の基準)

第二十二条 前条に定めるもののほか、学長、副学長及び教員の任免の基準、任期、停年その他の人事の基準に関する事項は、評議会の議に基づいて、学長が定める。

(評議会)

第二十三条 放送大学に、評議会を置く。

2 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長及び副学長

二 評議会が定めるところにより選出される教授 六人以上十二人以内

3 前項第二号の評議員は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

4 評議会は、学長の諮問に応じ、放送大学の運営に関する重要事項について審議し、及びこの法律の規定によりその権限に属せられた事項を行う。

(他大学の教員等の参加)

第二十四条 放送大学においては、その教育及び研究の充実を図るため、他大学その他の教育研究機関と緊密に連携し、これらの機関の教員その他の職員の参加を求めるように努めなければならない。

第六章 財務及び会計

第二十五条 学園の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六条 学園は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 学園は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十八条 学園は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内

内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3 学園は、第一項の規定により主務大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 学園は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 学園は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十条 学園は、主務大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換え短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(償還計画)

第三十一条 学園は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十二条 学園は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の

取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭
信託

(財産の処分等の制限)

第三十三条 学園は、主務省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四条 学園は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、学園の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七章 監督等

(監督命令)

第三十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、学園に対して、その財務又は会計に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告書の提出)

第三十七条 文部大臣は、放送大学に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提

出を求めることができる。

(報告及び検査)

第三十八条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、学園に対して、その財務若しくは会計に関し必要な報告をさせ、又はその職員に学園の事務所に立ち入り、財務若しくは会計の状況若しくは財務若しくは会計に関する帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(補助金)

第三十九条 政府は、予算の範囲内において、学園に対し、第二十条に規定する業務に要する経費の一部を補助することができる。

第八章 雑則

(放送大学についての教育基本法の適用)

第四十条 放送大学は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第九条第二項の適用については、国が設置する学校とみなす。

(解散)

第四十一条 学園の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第四十二条 この法律において主務大臣は、文部大臣及び郵政大臣とする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(大蔵大臣との協議)

第四十三条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。

二 第三十四条の規定による承認をしようとするとき。

2 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第三項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第二項ただし書、第三十一条又は第三十三条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

第九章 罰則

(罰則)

第四十四条 第三十八条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は職員は、十万円以下の罰

金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした学園の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十二条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十六条の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十六条 第六条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(学園の設立)

第二条 文部大臣は、学園の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、学園の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、学園の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、学園の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 学園は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に放送大学学園という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 学園の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十六年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 学園の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「学園の成立後遅滞なく」とする。

第九条 放送大学の設置後最初の学長の任命及び放送大学の設置後六月内における教授の任命については、第二十一条第六項の規定は、適用しない。

2 放送大学の設置後六月間は、第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、評議会は、学長、副学長及び教授全員で組織する。放送大学の設置後六月を経過した場合において、教授の数が六人に満たないときも、同様とする。

(学校教育法の一部改正)

第十条 学校教育法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

第一項の規定にかかわらず、放送大学学園は、大学を設置することができる。

第五十四条の二に次の一項を加える。

大学には、通信による教育を行う学部置くことができる。

第六十四条中「又は私立の」を「若しくは私立の大学又は放送大学学園の設置する」に改める。

第六十九条の二第四項中「及び第五十四条」を「第五十四条及び第五十四条の二第二項」に改め、同条第六項中「行なう学科」を「行う学科又は通信による教育を行う学科」に改める。

第七十六条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第二項」に改める。

(放送法の一部改正)

第十一条 放送法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 日本放送協会(第七条―第五十条)」を「第二章 日本放送協会(第七条―第五十条)」を「第二章の二 放送大学学園(第五十条の二)」に改める。

第九条第二項第七号中「必要な資料を」の下に「放送大学学園(以下「学園」という。若しくはは)を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 放送大学学園

(学園の放送等についての協会の規定の準用)
第五十条の二 第四十三條及び第四十八條の規定は、学園の放送局の廃止及び放送の休止について準用する。

2 第四十四條第三項及び第五項並びに第四十六條の規定は、学園の放送番組の編集及び放送について準用する。

3 第四十四條の七及び第四十九條の二の規定は、学園に準用する。

第五十一条中「協会」の下に「及び学園」を加える。

第五十五条中「協会」の下に「又は学園」を加え、同条第二号中「第四十三條第一項」の下に「(第五十条の二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十八條中「協会」の下に「又は学園」を、「第四十三條第二項」の下に「(第五十条の二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十九條中「第五十三條」を「第五十条の二

第三項及び第五十三條」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

第十二條 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 放送大学学園に関する事。

(郵政省設置法の一部改正)

第十三條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 放送大学学園に関する事。

第十条の三第二項第二号中「第十六号」の下に「及び第十六号の四」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「国立劇場」の下に「放送大学学園」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十五條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本学術振興会」の下に「放送大学学園」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十六條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

昭和五十五年十一月十三日 衆議院會議録第十五号 放送大学学園法案及び同報告書

別表第一第一号の表貿易研修センターの項の次に次のように加える。

放送大学学園
十五年法律第 号

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表阪神高速道路公園の項の次に次のように加える。

放送大学学園
十五年法律第 号

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表阪神高速道路公園の項の次に次のように加える。

放送大学学園
十五年法律第 号

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表阪神高速道路公園の項の次に次のように加える。

放送大学学園
十五年法律第 号

理 由

大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえとともに、大学教育のための放送の普及発達を図るため、国の出資により放送大学学園を設立し、放送等により教育を行う大学を設置し、当該大学における教育に必要な放送を行う等の業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送大学学園法案(内閣提出)に関する報告書

書

一 議案の要旨及び目的

本案は、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえとともに、大学教育のための放送の普及発達を図るため、放送等により教育を行う大学の設置及び当該大学における教育に必要な放送等の業務を行う放送大学学園を設立しようとするもので、放送大学学園に関する所要の規定を設けるとともに、学校教育法、放送

法その他関係法律について所要の規定を整備することとしているが、その要旨は次のとおりである。

1 放送大学学園(以下「学園」という。)は、法人とすること。

2 学園の資本金は、一億円とし、政府が出資すること。

3 役員及び職員

(一) 学園に、役員として、理事長、理事及び監事を置くこと。

(二) 理事長及び監事は、文部大臣が任命すること。

(三) 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命すること。

(四) 学園が設置する大学の学長は、理事となること。ただし、学長が理事長である場合は、この限りでないこと。

(五) 役員の任期、欠格事項及び解任並びに職員の任命等について所要の規定を設けると。

4 運営審議会

(一) 学園に二十人以内の委員で組織する運営審議会を置くこと。

(二) 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、学園の業務の運営に関する重要事項について審議するとともに、学園の業務の運営につき、理事長に意見を述べることができること。

(三) 運営審議会の委員は、学園の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命すること。

5 業務

(一) 放送等により教育を行う大学を設置すること。

(二) (一)の大学における教育に必要な放送を行うこと。

(三) (一)及び(二)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(四) 学園の施設、設備(放送に係るものを除く。)及び教材を他大学の教育又は研究のための利用に供することができること。

6 放送大学の組織等

(一) 学長、副学長及び教員の任免等

(1) 学園が設置する大学(以下「放送大学」という。)に、学長、副学長、教授その他の職員を置くこと。

(2) 学長は、理事長の申出に基づいて、文部大臣が任命すること。 (3) 副学長は、二人以内とし、学長の申出に基づいて、理事長が任命すること。 (4) 教員（教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ。）は、学長の申出に基づいて、理事長が任命すること。 (5) (2)及び(4)の申出は、評議会の議に基づいて行われなければならないこと。	(2) 学長は、理事長の申出に基づいて、文部大臣が任命すること。 (3) 副学長は、二人以内とし、学長の申出に基づいて、理事長が任命すること。 (4) 教員（教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ。）は、学長の申出に基づいて、理事長が任命すること。 (5) (2)及び(4)の申出は、評議会の議に基づいて行われなければならないこと。	(2) 学長は、理事長の申出に基づいて、文部大臣が任命すること。 (3) 副学長は、二人以内とし、学長の申出に基づいて、理事長が任命すること。 (4) 教員（教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ。）は、学長の申出に基づいて、理事長が任命すること。 (5) (2)及び(4)の申出は、評議会の議に基づいて行われなければならないこと。	(2) 学長は、理事長の申出に基づいて、文部大臣が任命すること。 (3) 副学長は、二人以内とし、学長の申出に基づいて、理事長が任命すること。 (4) 教員（教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ。）は、学長の申出に基づいて、理事長が任命すること。 (5) (2)及び(4)の申出は、評議会の議に基づいて行われなければならないこと。
(1) 評議会 (1) 放送大学に、次に掲げる評議員で組織する評議会を置くこと。 イ 学長及び副学長 ロ 評議会が定めるところにより選出される教授六人以上十二人以内 (2) 教授である評議員は、学長の申出に基づいて、理事長が任命すること。	(1) 評議会 (1) 放送大学に、次に掲げる評議員で組織する評議会を置くこと。 イ 学長及び副学長 ロ 評議会が定めるところにより選出される教授六人以上十二人以内 (2) 教授である評議員は、学長の申出に基づいて、理事長が任命すること。	(1) 評議会 (1) 放送大学に、次に掲げる評議員で組織する評議会を置くこと。 イ 学長及び副学長 ロ 評議会が定めるところにより選出される教授六人以上十二人以内 (2) 教授である評議員は、学長の申出に基づいて、理事長が任命すること。	(1) 評議会 (1) 放送大学に、次に掲げる評議員で組織する評議会を置くこと。 イ 学長及び副学長 ロ 評議会が定めるところにより選出される教授六人以上十二人以内 (2) 教授である評議員は、学長の申出に基づいて、理事長が任命すること。
7 財務及び会計 事業計画、予算、決算、財産処分、借入金等に係る主務大臣の認可及び財務諸表の承認等について、所要の規定を設けること。 8 監督 (1) 主務大臣は、学園の財務又は会計に関し必要な命令ができること。 (2) 主務大臣は、学園の財務若しくは会計に関し必要な報告又は検査をさせることができること。 (3) 文部大臣は、放送大学に対し、教育の調査、統計等に関し必要な報告書の提出を求めることができること。	7 財務及び会計 事業計画、予算、決算、財産処分、借入金等に係る主務大臣の認可及び財務諸表の承認等について、所要の規定を設けること。 8 監督 (1) 主務大臣は、学園の財務又は会計に関し必要な命令ができること。 (2) 主務大臣は、学園の財務若しくは会計に関し必要な報告又は検査をさせることができること。 (3) 文部大臣は、放送大学に対し、教育の調査、統計等に関し必要な報告書の提出を求めることができること。	7 財務及び会計 事業計画、予算、決算、財産処分、借入金等に係る主務大臣の認可及び財務諸表の承認等について、所要の規定を設けること。 8 監督 (1) 主務大臣は、学園の財務又は会計に関し必要な命令ができること。 (2) 主務大臣は、学園の財務若しくは会計に関し必要な報告又は検査をさせることができること。 (3) 文部大臣は、放送大学に対し、教育の調査、統計等に関し必要な報告書の提出を求めることができること。	7 財務及び会計 事業計画、予算、決算、財産処分、借入金等に係る主務大臣の認可及び財務諸表の承認等について、所要の規定を設けること。 8 監督 (1) 主務大臣は、学園の財務又は会計に関し必要な命令ができること。 (2) 主務大臣は、学園の財務若しくは会計に関し必要な報告又は検査をさせることができること。 (3) 文部大臣は、放送大学に対し、教育の調査、統計等に関し必要な報告書の提出を求めることができること。
9 雑則 (1) 放送大学は、教育基本法第九条第二項の適用については、国が設置する学校とみなすこと。 (2) 主務大臣は、文部大臣及び郵政大臣とすること。 10 附則 (1) この法律は、公布の日から施行すること。 (2) 文部大臣が理事長となるべき者を指名し、設立委員を命ずること等、学園の設立に関し、所要の規定を設けること。 (3) 関係法律の一部改正 (1) 学校教育法の一部改正 学園による放送大学の設置に関し、学校教育法について、学校の設置者、学部等に関する規定につき、所要の整備を行うこと。 (2) 放送法の一部改正 「放送大学学園」の章を設け、学園の放送等について、放送番組の政治的公平の確保及び広告放送の禁止に関する規定等	9 雑則 (1) 放送大学は、教育基本法第九条第二項の適用については、国が設置する学校とみなすこと。 (2) 主務大臣は、文部大臣及び郵政大臣とすること。 10 附則 (1) この法律は、公布の日から施行すること。 (2) 文部大臣が理事長となるべき者を指名し、設立委員を命ずること等、学園の設立に関し、所要の規定を設けること。 (3) 関係法律の一部改正 (1) 学校教育法の一部改正 学園による放送大学の設置に関し、学校教育法について、学校の設置者、学部等に関する規定につき、所要の整備を行うこと。 (2) 放送法の一部改正 「放送大学学園」の章を設け、学園の放送等について、放送番組の政治的公平の確保及び広告放送の禁止に関する規定等	9 雑則 (1) 放送大学は、教育基本法第九条第二項の適用については、国が設置する学校とみなすこと。 (2) 主務大臣は、文部大臣及び郵政大臣とすること。 10 附則 (1) この法律は、公布の日から施行すること。 (2) 文部大臣が理事長となるべき者を指名し、設立委員を命ずること等、学園の設立に関し、所要の規定を設けること。 (3) 関係法律の一部改正 (1) 学校教育法の一部改正 学園による放送大学の設置に関し、学校教育法について、学校の設置者、学部等に関する規定につき、所要の整備を行うこと。 (2) 放送法の一部改正 「放送大学学園」の章を設け、学園の放送等について、放送番組の政治的公平の確保及び広告放送の禁止に関する規定等	9 雑則 (1) 放送大学は、教育基本法第九条第二項の適用については、国が設置する学校とみなすこと。 (2) 主務大臣は、文部大臣及び郵政大臣とすること。 10 附則 (1) この法律は、公布の日から施行すること。 (2) 文部大臣が理事長となるべき者を指名し、設立委員を命ずること等、学園の設立に関し、所要の規定を設けること。 (3) 関係法律の一部改正 (1) 学校教育法の一部改正 学園による放送大学の設置に関し、学校教育法について、学校の設置者、学部等に関する規定につき、所要の整備を行うこと。 (2) 放送法の一部改正 「放送大学学園」の章を設け、学園の放送等について、放送番組の政治的公平の確保及び広告放送の禁止に関する規定等

昭和五十五年十一月十三日 衆議院會議録第十五号 放送大学學園法案及び同報告書 日本放送協會昭和五十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び同報告書 二九四

三億五百万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十五年十一月十二日

文教委員長 三ツ林弥太郎

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

放送大学學園法案に対する附帯決議

一 本法にいう「大学」は、学校教育法第一条の大学であるが、その機能するところは、従来の概念を超えて、いわゆる「新しい高等教育システム」の中核的機関として位置づけられる。従つて、本法第一条の「大学教育の機会」は、「大学教育その他の高等教育の機会」として、より広く解釈すべきである。

二 放送法と学校教育法を前提とする放送大学は、

(1) この二つの法に基づく整合性をもつた大学であること。そのために、放送にかかわる現行法制の公共・公平の原則と教育における学

問の自由・大学の自治との問題を合理的に解決するよう十分配慮すること。

(2) 特に開かれた大学となるためには、国・公・私立大学等にも広く利用の途を開くとともに、これら関係者の協力がえられるよう必要な措置を講ずること。

(3) 全国的に教育の機会均等が保障される大学となるように配慮すること。

三 本制度の発足後、一定の時期をみて、教育の効果及び大学教育全般との関係等について見直しを行うものとする。

右決議する。

日本放送協會昭和五十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右
国会に提出する。

昭和五十四年三月二日

内閣総理大臣 大平 正芳

内閣総理大臣 大平 正芳殿

会計検査院長 知野 虎雄閣

日本放送協會昭和52年度財産目録等の回付について

日本放送協會昭和52年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

一 昭和52年度財産目録

財 産 目 録
昭和53年3月31日現在

科 目	内		外		合 計
	要 領	金 額	要 領	金 額	
(資産の部)					
流動資産					
現金預金	現金	48,206,318	現金	11,631,189,765	49,085,440,986
	預金	11,582,983,447			
受取材料米収金	受取材料米収金	7,519,207,511			2,219,207,511

有価証券 貯蔵品 前払費用 その他の流動資産	未収受償料 未収当金	受償料未収金の 取納不能見越額	△	5,300,000,000
		金 融 債 は か フイナルム、放送 記念品 長期借入金利息 はか		29,643,012,512
				130,767,597
				2,996,702,082
				2,464,561,459
未 収 金	有価証券利息は か			1,515,776,961
差 入 保 証 金	建物賃借保証金 はか			798,468,193
仮 払 金	諸 立 替 払 金			150,318,305
建 物	演奏所、放送所 はか			77,194,761,980
減価償却引当 金	同上減価償却引 当金		△	24,585,908,364
構 築 物	空中線設備はか			48,640,741,848
減価償却引当 金	同上減価償却引 当金		△	20,703,556,431
機 械	放送設備はか			142,844,814,775
減価償却引当 金	同上減価償却引 当金		△	105,250,684,215
器 具 什 器	楽器、事務用什 器はか			989,703,443
減価償却引当 金	同上減価償却引 当金		△	650,775,556
				313,927,387
				27,986,885,417
				37,593,650,560
				52,608,843,586
				134,964,582,519
				136,154,553,535

土 地	建設仮勘定 無形固定資産 無形固定資産 特 定 資 産 放送債券償還積立資産	源泰所・放送所 敷地ほか 未 完 成 施 設 施設利用権ほか 放送債券償還資 金積立金	15,594,387,221 911,887,868 1,189,971,016 1,189,971,016 1,652,000,000 1,652,000,000
繰 延 勘 定	長期前払費用	演奏所敷地賃借 料未経過分ほか 放送債券発行差 金未償却額	183,943,587 32,306,378 151,637,209
資 産 合 計	放送債券発行差 金		187,075,938,058
(負債の部)			
流 動 負 債	未 払 金	放送債券利息ほ か 翌年度分受信料 の収納額	25,943,097,007 2,721,737,902 22,687,781,656
受信料前受金			553,577,449
その他の流動負債			
前 受 収 益	預 り 金	海外技術協力料 ほか 集金委託保証金 ほか 源泉徴収所得税 ほか	18,716,109 64,182,000 476,679,840
固 定 負 債	放 送 債 券		48,671,000,000
長期借入金			16,520,000,000
退職手当引当金			25,451,000,000
			6,700,000,000
負債合計			74,614,097,007

2 昭和52年度貸借対照表

貸借対照表
昭和53年8月31日現在

(科目)	(金額)	(額)
(資産の部)		
流動資産		
現金預金	7,519,207,511	11,631,189,765
受信料未収金		
未収受信料欠損引当金	△ 5,300,000,000	2,219,207,511
有価証券		29,643,012,512
貯蔵品		130,767,597
前払費用		2,986,702,082
その他の流動資産		2,464,561,459
流動資産合計		49,086,440,866
固定資産		
有形固定資産		
建物	77,194,751,930	
建物減価償却引当金	△ 24,585,908,364	52,608,843,566
構築物	48,640,741,848	
構築物減価償却引当金	△ 20,708,856,481	27,936,885,417
機械	142,844,314,775	
機械減価償却引当金	△ 105,250,664,215	37,593,650,560
器具什器	969,708,443	
器具什器減価償却引当金	△ 650,775,556	318,927,887
土地		15,594,387,221
建設仮勘定		911,887,868
無形固定資産		

無形固定資産	1,189,971,016
固定資産合計	136,154,553,535
特定資産	1,652,000,000
放送債券償還積立資産	1,652,000,000
繰延勘定	
長期前払費用	32,306,378
放送債券発行差金	151,637,209
繰延勘定合計	183,943,587
資産合計	187,075,938,058
(負債の部)	
流動負債	
未払金	2,721,737,902
受信料前受金	22,667,781,656
その他の流動負債	553,577,449
流動負債合計	25,943,097,007
固定負債	
放送債	16,520,000,000
長期借入金	26,451,000,000
退職手当引当金	6,700,000,000
固定負債合計	48,671,000,000
負債合計	74,614,097,007
(資本の部)	
資本	75,000,000,000
剰余金	19,504,082,220
当期事業収支差金	17,957,758,831
資本合計	112,461,841,051
負債資本合計	187,075,938,058

3 昭和52年度損益計算書

損益計算書

昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで

科目		金額	額
経常事業収入	受取利息	208,688,786.156	209,123,908.581
	交付金収入	617,447,200	
	雑収入	4,817,675.175	
	経常事業支出		190,359,420.614
	給付金	69,974,887.948	
	国内放送	48,343,257.916	
	国内放送	1,180,569,288	
	調査研究費	26,252,977.287	
	減価償却費	2,383,382,826	
	経常事業収支差金	23,988,720.289	
特別収入	特別収入	15,089,034.634	
	固定資産売却益	3,177,340.476	
	固定資産売却損	11,722,000.000	
	固定資産売却損	7,042,487.917	
	特別収入		18,764,487.917
	特別収入		
	特別収入		
	特別収入		
	特別収入		
	特別収入		
特別支出	特別支出	267,639,840	297,489,096
	固定資産売却損	5,748,868	
	固定資産売却損	24,100,383	
	固定資産売却損		1,104,218,182
	特別支出		
	特別支出		
	特別支出		
	特別支出		
	特別支出		
	特別支出		

当期事業収支差金
資本支出充当
事業収支剰余金

17,957,758,831
11,722,000,000
6,235,758,831

4 昭和52年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、昭和51年度を初年度とする3か年の経営計画の第2年度として、財政の安定を重要な課題とし、昭和52年度事業計画を実施した。

事業計画の実施にあたっては、各部門において、さらに合理的、効率的な業務活動を推進し、極力受信契約者の増加を図るとともに、視聴者の意向を吸収してこれを事業運営に的確に反映し、放送の全国普及とすべられた放送番組の実施により、国民生活の充実に資するよう努めた。

当年度末の資産及び負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額1,870億7,593万8千円に対し、負債総額746億1,409万7千円、資本の部における資本750億円、積立金195億408万2千円、当期事業収支差金179億5,775万9千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入2,091億2,390万9千円に対し、経常事業支出は1,903億5,942万1千円であり、差し引き経常事業収支差金は187億6,448万8千円である。

これに特別収入2億9,748万9千円を加え、特別支出11億421万8千円を差し引いた当期事業収支差金は179億5,775万9千円であり、当期事業収支差金のうち資本支出充当は117億2,300万円、事業収支剰余金は62億3,575万9千円である。

なお、この事業収支剰余金のうち、20億1,000万円は、翌年度の財政安定のための財源に充てるものである。

2 資産及び負債並びに損益の状況

当年度末における資産、負債の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表

ア 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の1,729億2,823万6千円に比べ141億4,970万2千円増加し、1,870億7,593万8千円となり、その内容は次のとおりである。

16

区分	昭和51年度末		昭和52年度末		増減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動資産	40,251,103	23.3	49,085,441	26.2	8,834,338
固定資産	130,747,032	75.6	136,154,558	72.8	5,407,521
特定資産	1,730,000	1.0	1,552,000	0.9△	78,000
繰延勘定	188,101	0.1	183,944	0.1△	14,157
合計	172,926,236	100.0	187,075,988	100.0	14,149,702

（イ）流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の402億5,110万3千円に比べ88億3,433万8千円増加し、490億8,544万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位 千円）

区分	分	昭和51年度末	昭和52年度末	増減
現金	預収金	8,096,470	11,631,190	3,534,720
受信料	未収金	2,118,261	2,219,208	100,947
有価証券	債券	25,384,735	29,643,012	4,258,277
貯蔵品	蔵品	116,797	130,768	13,971
前払費用	費用	2,478,738	2,996,702	517,964
その他の流動資産	資産	2,156,102	2,464,561	308,459
合計	計	40,251,103	49,085,441	8,834,338

注1 現金預金

（単位 千円）

区分	分	金額	摘要
現金	金	48,206	

預金	金額
合計	11,582,984

注2 受信料未収金

（単位 千円）

区分	分	金額	摘要
受信料	未収金	7,519,208	当年度末の受信料未収額
未収受信料	欠損引当金	5,300,000	翌年度における収納不能見越額
合計	計	2,219,208	

注3 有価証券

（単位 千円）

区分	分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
金融債	債券	24,391,500	24,624,614	24,624,614	興業債券ほか
政府債	債券	2,078,000	2,059,777	2,059,777	鉄道債券ほか
電信	電話債券	1,326,905	1,324,371	1,324,371	
国債	債券	1,500,000	1,485,000	1,485,000	
事業債	債券	150,000	149,250	149,250	電力債券
合計	計	29,441,405	29,643,012	29,643,012	

注4 貯蔵品

（単位 千円）

区分	分	金額	摘要
フイルム	品	106,779	
放送記念品	品	23,989	
合計	計	130,768	

注5 前払費用

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
長期借入金利息	159,504	
翌年度番組組費	1,678,012	
翌年度受信料収納経費	844,478	
その他の前払費用	314,708	営業所等賃借料ほか
合 計	2,996,702	

注6 その他の流動資産

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
未収入保証金	1,515,777	有価証券利息ほか
差入保証金	798,466	建物賃借保証金ほか
仮払金	150,318	諸立替払金
合 計	2,464,561	

(4) 固定資産

(単位 千円)

区 分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	減価償却累計額	差引当年度末残高
有形固定資産	271,256,248	21,522,152	6,622,613	286,156,787	191,205,134	96,964,582
建物	75,941,892	1,478,575	229,715	77,194,752	24,585,908	52,608,844
構築物	43,539,364	5,489,940	388,562	48,640,742	20,703,857	27,936,885
機械	135,190,292	13,261,915	5,607,392	142,844,315	105,250,665	37,598,650
器具什器	950,776	29,404	10,477	969,703	650,775	318,928
土地	15,286,161	363,362	55,136	15,594,387	—	15,594,387

建設仮勘定	847,763	890,956	335,831	911,888	—	911,888
無形固定資産	1,704,461	108,002	10,878	1,801,585	611,614	1,189,971
合 計	2,792,960,709	21,631,154	6,634,491	2,872,967,967	1,223,749,753	1,649,218,214

注1 当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、212億3,394万2千円であり、これは総合、教育テレビビジョン局の建設、放送設備の整備等を実施したためである。

注2 当年度末の建設仮勘定は、テレビビジョン局建設工事等未完成のものである。

(5) 特定資産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和51年度末	昭和52年度末
放送債券償還積立資産	1,730,000	1,652,000
	1,652,000	1,730,000
	1,652,000	1,652,000

(6) 繰延勘定

翌年度以降にわたる費用となるもので、前年度末の1億9,810万1千円に比べ1,415万7千円減少し、1億8,394万4千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和51年度末	昭和52年度末	増 減
長期前払費用	32,097	32,307	210
放送債券発行差金	166,004	161,637	4,367
合 計	198,101	193,944	4,157

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の784億2,215万4千円に比べ38億805万7千円減少し、746億1,409万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和51年度末		昭和52年度末		増 減
	金 額	構成比率(%)	金 額	構成比率(%)	
流動負債	24,621,154	31.4	25,943,097	34.8	1,321,943
固定負債	53,801,000	68.6	48,671,000	65.2	△ 5,130,000
合 計	78,422,154	100.0	74,614,097	100.0	△ 3,808,057

(7) 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の246億2,115万4千円に比べ13億2,194万3千円増加し、259億4,309万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和51年度末	昭和52年度末	増 減
未払金	2,133,267	2,721,738	528,471
受信料前受金	21,946,590	22,667,732	721,192
その他の流動負債	481,297	553,577	72,280
合 計	24,621,154	25,943,097	1,321,943

注1 未払金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
放送債券利息	253,981	
回線専用料ほか諸経費	1,891,343	
その他	576,464	機器購入代金ほか
合 計	2,721,738	

注2 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受信料前受金	22,667,732	翌年度分受信料の収納額

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
前受り益金	13,716	部外技術協力料ほか
預り金	64,182	集金委託保証金ほか
仮受金	475,679	源泉徴収所得税ほか
合 計	553,577	

(7) 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の538億100万円に比べ51億3,000万円減少し、486億7,100万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和51年度末	昭和52年度末	増 減
放送債券	14,920,000	16,520,000	1,600,000
長期借入金	33,181,000	25,451,000	△ 7,730,000
退職手当引当金	5,700,000	6,700,000	1,000,000
合 計	53,801,000	48,671,000	△ 5,130,000

注 放送債券及び長期借入金

(単位 千円)

区 分	昭和51年度末	昭和52年度		年度末
		増	減	
放送債券	14,920,000	4,000,000	2,400,000	16,520,000
長期借入金	33,181,000	1,670,000	9,400,000	25,451,000
合 計	48,101,000	5,670,000	11,800,000	41,971,000

ウ 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の945億408万2千円に比べ179億5,775万9千円増加し、1,124億6,184万1千円となり、その内容は次のとおりである。

資 本 750 億円

旧社団法人日本放送協会から承継した純資産

固定資産の再評価利益を資本に組み入れた額 1 億 6,387 万 5 千円

剰立金から組み入れた固定資産充当金の累積額 30 億 8,857 万 7 千円

前年度の当期事業収支差金 205 億 1,245 万 8 千円 から 前年度末の繰越欠損金△10 億 887 万 6 千円を差し引いた結果である。

当期事業収支差金 179 億 5,776 万 9 千円

損益計算書

経常事業収支

経常事業収入 2,091 億 2,390 万 9 千円に對し、経常事業支出は 1,903 億 5,942 万 1 千円であり、差し引き経常事業収支差金は 187 億 6,448 万 8 千円である。

なお、前年度決算額の経常事業収入 1,915 億 476 万 8 千円、経常事業支出 1,702 億 1,523 万 7 千円に比較すれば、経常事業収入は 176 億 1,914 万 1 千円、経常事業支出は 201 億 4,418 万 4 千円の増加である。

経常事業収入

経常事業収入の増加は、主としてカー受信契約者の増加及び沖縄県の区域における受信料月額額の調整等に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 51 年 度	昭 和 52 年 度	増 減
受 信 料 入	187,522,981	203,688,786	16,165,855
交 付 金 入	612,165	617,448	5,283
雑 収 入	3,369,672	4,817,675	1,448,003
合 計	191,504,768	209,123,909	17,619,141

注 1 受 信 料 (単位 千円)

区 分	昭 和 51 年 度	昭 和 52 年 度	増 減
普 通 受 信 料	15,981,778	14,281,856	△ 1,699,922
カ ラ ー 受 信 料	171,541,153	180,406,930	17,865,777
合 計	187,522,981	203,688,786	16,165,855

なお、有料受信契約者数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区 分	昭 和 51 年 度	昭 和 52 年 度
普 通 契 約	3,843	3,304
増 加	△ 539	397
契 約 年 度	3,304	2,907
カ ラ ー 契 約	22,118	28,128
増 加	1,005	1,076
契 約 年 度	23,123	24,199
契 約 年 度	25,961	26,427
契 約 年 度	466	679
契 約 年 度	26,427	27,106

注 2 交 付 金 収 入 (単位 千円)

区 分	昭 和 51 年 度	昭 和 52 年 度	増 減
国 際 放 送 関 係 政 府 交 付 金	447,771	553,955	106,184
選 挙 放 送 関 係 交 付 金	164,394	63,493	△ 100,901
合 計	612,165	617,448	5,283

注 3 雑 収 入 (単位 千円)

区 分	昭 和 51 年 度	昭 和 52 年 度	増 減
受 入 利 息	1,723,431	2,769,921	1,047,490
雑 収 入	1,646,241	2,047,754	401,513
合 計	3,369,672	4,817,675	1,448,003

(イ) 経常事業支出
昭和52年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

(単位 千円)				
区 分	昭和51年度	昭和52年度	増	減
給 内 放 送 与	68,772,060	69,974,888	6,202,778	
国 際 放 送 費	42,304,311	48,343,258	6,038,947	
国 際 放 送 費	1,043,160	1,180,569	137,409	
調 査 費	23,378,255	26,252,277	2,874,022	
管 理 費	2,089,581	2,353,383	263,802	
減 価 償 却 費	20,764,728	23,988,720	3,223,992	
財 務 費	12,955,037	15,089,035	2,133,998	
合 計	3,908,105	3,177,341	△ 730,764	
合 計	170,215,237	190,359,421	20,144,184	

注1 給 与 (単位 千円)

区 分	昭和51年度	昭和52年度	増	減
給 料 手 当 費	63,179,441	69,331,786	6,152,345	
労 務 費	592,619	643,052	50,433	
合 計	63,772,060	69,974,838	6,202,778	

注2 国内放送費 (単位 千円)

区 分	昭和51年度	昭和52年度	増	減
番 組 組 用 費	27,386,535	32,401,127	4,514,592	
技 術 運 送 費	9,798,845	11,144,458	1,345,613	
通 信 施 設 費	4,618,981	4,797,673	178,742	
合 計	42,304,311	48,343,258	6,038,947	

注3 営 業 費 (単位 千円)

区 分	昭和51年度	昭和52年度	増	減
広 報 ・ 受 信 改 善 費	1,585,980	1,505,369	△ 30,611	
契 約 収 入 納 税 費	17,342,275	19,446,908	2,104,633	
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	4,500,000	5,300,000	800,000	
合 計	23,378,255	26,252,277	2,874,022	

注4 管 理 費 (単位 千円)

区 分	昭和51年度	昭和52年度	増	減
一 般 管 理 費	1,775,381	1,793,794	18,413	
施 設 管 理 費	2,844,302	2,862,258	17,956	
厚 生 保 健 費	9,194,048	10,947,554	1,753,506	
退 職 手 当 其 他 費	6,950,997	8,385,114	1,434,117	
合 計	20,764,728	23,988,720	3,223,992	

注5 減 価 償 却 費 (単位 千円)

区 分	取得 価 額	当 年 度 償 却 額	償 却 額 累 計	現 在 価 額
有 形 固 定 資 産	286,155,787	14,985,217	151,191,205	134,964,582
建 構 物	77,194,752	1,357,176	24,585,908	52,608,844
機 械 物	48,640,742	2,775,410	20,703,857	27,936,885
器 具 什 器	142,844,315	10,808,928	105,250,665	37,593,650
土 建 設 仮 勘 定 地	969,703	43,708	650,775	318,928
無 形 固 定 資 産	15,594,387	—	—	15,594,387
合 計	911,888	—	—	911,888
合 計	1,801,585	103,818	611,614	1,189,971
合 計	287,957,372	15,089,035	151,802,819	136,154,553

注 6 財務費

(單位: 千円)

区 分	昭和51年度	昭和52年度	増 減
支 払 利 息	3,780,795	3,029,026	△ 751,769
放送債券発行差金償却等	127,310	148,315	21,005
合 計	3,908,105	3,177,341	△ 730,764

不 特 別 収 支

固定資産売却益等の特別収入は2億8,748万9千円であり、固定資産売却損等の特別支出は11億421万8千円であり、その内容は次のとおりである。

(四) 特別收入

(単位 千円)

要	摘	金	分	区
		額		
		267,040	益	固定資産売却益
		5,749	益	固定資産受贈益
	固定資産の造成による評価益	24,100	修正益	過年度損益
		297,489	計	合

(4) 特別支出

(單位 千円)

要	摘	金額	区分
	昭和51年度分未収受言料欠損額確定に伴う修正損	453,793	固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損
		546,157 104,268	固定資産売却損 固定資産除却損
		1,104,218	合計

当期事業収支差金

経常事業収支差金187億6,448万8千円に特別収入2億9,748万9千円を加え、特別支出11億421万8千円を差し引いた当期事業収支差金は179億5,775万9千円であり、これは資本支出充当117億2,200万円及び事業収支剰余金62億3,575万9千円である。

3 収入支出の決算の状況

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別表

(事業収支)

表	算	决	出	支	入	收
---	---	---	---	---	---	---

昭和52年度

款	項	算 額				決 算 額 (14)	下 算 残 額 (3)-(14)
		予		増			
		当 初 額 (1)	予算総則に基づく増減額 第 6 条 予備費 (2)	合 計 (1)+(2) (3)	計 (3)		
事業収入	受 入	210,808,541,000	0	210,808,541,000	209,421,397,627	1,387,143,373	
	交 付	206,049,844,000	0	206,049,844,000	208,688,786,156	2,361,057,844	
	信 金	620,555,000	0	620,555,000	617,447,200	3,107,800	
	収 入	3,924,792,000	0	3,924,792,000	4,817,675,175	△	
	雑 収	213,350,000	0	213,350,000	297,489,096	△	
事業支出	特 別	197,076,541,000	0	197,076,541,000	191,463,638,796	5,612,902,204	
	給 与	70,117,435,000	0	70,117,435,000	69,974,837,948	142,597,052	

事業収支差金	国内放送費	国際放送費	調査費	管理費	減価償却費	特別支出	繰越金
	50,902,560,000	88,285,000	0	0	0	△	△
	1,281,528,000	0	9,057,000	0	0	584,991,000	4,225,758,831
	26,568,491,000	0	0	0	0	0	0
	2,438,605,000	0	0	0	0	0	0
	24,097,737,000	13,855,000	0	0	0	0	0
	15,090,000,000	0	0	0	0	0	0
	3,907,035,000	0	0	0	0	0	0
	673,150,000	453,794,000	0	0	0	0	0
	2,000,000,000	584,991,000	0	0	0	0	0
	13,732,000,000	0	0	0	0	0	0

(資本収支)

資本収支	項 目	予 算		合 計	決 算 額	繰 越 額	予 算 残 額
		当 初 額	増 減 額				
資本収入	事業収支差金受入れ	34,562,000,000	570,000,000	35,122,000,000	34,379,501,594	0	242,498,406
	減価償却受入れ	11,722,000,000	0	11,722,000,000	11,722,000,000	0	0
	資産売却受入れ	15,090,000,000	0	15,090,000,000	15,089,034,634	0	965,366
	放送信機運轉立資産もどし入れ	610,000,000	0	610,000,000	688,486,960	0	58,486,960
	放送信機運轉立資産もどし入れ	2,030,000,000	0	2,030,000,000	1,730,000,000	0	300,000,000
	放送信機運轉立資産もどし入れ	4,000,000,000	0	4,000,000,000	4,000,000,000	0	0
	長期借入金	1,100,000,000	570,000,000	1,670,000,000	1,670,000,000	0	0
	建設費	34,552,000,000	570,000,000	35,122,000,000	34,691,441,568	0	430,558,432
	放送信機運轉立資産もどし入れ	20,800,000,000	570,000,000	21,370,000,000	21,239,441,568	0	130,558,432
	放送信機運轉立資産もどし入れ	1,952,000,000	0	1,952,000,000	1,652,000,000	0	300,000,000
	放送信機運轉立資産もどし入れ	2,400,000,000	0	2,400,000,000	2,400,000,000	0	0
	長期借入金返還金	9,400,000,000	0	9,400,000,000	9,400,000,000	0	0

前年度繰越金 10,065,633,128 円(このうち、翌年度の財政安定のための繰延額 9,820,458,178 円) 合計額から事業収支差金受入れ 11,722,000,000 円を差し引いた額) 前年度収支差金繰越金 6,423,818,587 円(事業収支差金 17,957,758,831 円と資本収支差金 188,060,026 円との合計額から、前年度からの繰延額 9,820,458,178 円及び本年度からの繰延額 2,010,000,000 円である。) 後 16,479,451,985 円(このうち、翌年度の財政安定のための繰延額 11,830,458,178 円これは、前年度からの繰延額 9,820,458,178 円及び本年度からの繰延額 2,010,000,000 円である。)

日本放送協会昭和五十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

一 本件の要旨

本件は、日本放送協会の昭和五十二年度決算書類であつて、これに関する説明書とともに、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

なお、本件には、検査の結果記述すべき意見はないとの会計検査院の検査結果が添付されている。

1 資産並びに負債及び資本

財産目録及び貸借対照表によれば、昭和五十三年三月三十一日現在における資産総額は一、八七〇億七、五九三万八、〇五八円、負債総額は七四六億一、四〇九万七、〇〇七円、資本総額は一、一二四億六、一八四万一、〇五一円となつてゐる。これを前年度と比較すると、資産総額において一四一億四、九七〇万一、一九六円の増、負債総額において三八億八〇五万七、六三五円の減、また資本総額において一七九億五、七七五万八、八一円の増となつてゐる。

2 損益

損益計算書によれば、昭和五十二年度中の経常事業収入は二、〇九一億二、三九〇万八、五三一円、これに対し経常事業支出は一、九〇三億五、九四二万六、一四四円であり、その結果、経常事業収支差金は一八七億六、四四八万七、九一七円となつてゐるが、特別収入二億九、七四八万九、〇九六円及び特別支出一億四二二万八、一八二円を含む事業収支差金では一七九億五、七七五万八、八三二円となつてゐる。

二 議決の内容

本件については、異議がないと議決した。
右報告する。

昭和五十五年十一月十二日

通信委員長 佐藤 守良
衆議院議長 福田 一殿

昭和五十五年十一月十三日 衆議院會議録第十五号

三〇六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(定価一部
一〇円部)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京五三三〇
代

千105